

調停手続について

1 調停とは

親族間（離婚した元夫婦間も含む。）に起こった紛争について、当事者間で話し合いがまとまらない場合などに、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。調停は、非公開の場で、話し合いにより、実情に即した適正妥当な解決を図る手続であり、公開の法廷で双方が主張、証拠を出し合って争い、裁判所がその当否を判断する訴訟（裁判）とは異なります。

この手続は非公開で行われます（裁判所の庁舎及び敷地内では録音、写真撮影、録画することはできません。）。

2 調停手続の流れ（別紙「調停の手続の流れ」参照）

調停は、裁判官（又は家事調停官）及び民間の有識者の中から選ばれた家事調停委員2名（男女各1名）が調停委員会を構成して手続を進めます。通常、期日では家事調停委員2名だけでお話を伺いますが、家事調停委員は、常に裁判官（又は家事調停官）と連絡を取り、相談しながら調停を進めます。

第1回調停期日の冒頭で、調停委員が調停についての説明を行います。その後は、調停委員が、公正中立な立場から、双方のお話を原則として交互に別々に伺い、双方の主張と争点を整理した上で、その内容を双方にそれぞれ伝えながら、話し合いが円滑に進むように助言したり、合意が成立するよう手助けしたりします。1回の調停期日は1時間30分～2時間程度で、おおむね20分～30分ずつ交互にお話を伺います。

話し合いの結果、双方が合意し、調停委員会もその合意内容を相当と判断すれば、調停は「成立」し、合意内容を記載した調停調書を作成して手続が終了します。

一方、合意に至る見込がないと判断される場合には、調停は「不成立」となり、手続が終了します。

なお、調停の成立又は不成立等により手続が終了する際には、原則として、双方に同席していただき、調停委員会から説明を行います。

3 書類の提出について

- (1) 裁判所に書類を提出する際は、A4版の用紙を縦に使い、左側にとじしろとして約2.5cmの余白を空けてください。なお、裁判所に提出した書類は、お返しできません。大切な書類は、コピーをご提出ください。
- (2) 書類を提出する場合には、裁判所に提出するもののほか、反対当事者に交付する分としてコピーを1部提出するようご協力をお願いします。また、調停期日には、書類の原本（原本がない場合はあなた用の控え）を持参してください。書類を提出される際は、反対当事者に

送付する費用として、110円分の郵便切手を添付してください（通常のA4用紙10枚までの場合。10枚を超える場合は、担当書記官に御連絡ください。）。

4 調停記録の閲覧謄写について

- (1) 当事者は、裁判官の許可があれば、調停記録を見たりコピーをとること（閲覧謄写）ができます。閲覧謄写を希望される場合は、担当書記官までお問い合わせください。
- (2) あなたが裁判所に提出する書類は、反対当事者に見られたりコピーをとられたりする可能性があります。あなたが作成する、あなたの考えや事情等を記載した書類等は、反対当事者にも読まれることを前提として作成してください（反対当事者に知られたくない事情等は、調停の席で調停委員にお話してください。）。
- (3) 提出する書類に反対当事者に知られたくない情報が記載されている場合は、その部分を読み取ることができないようマスキング（黒塗り）をした上でコピーをしたものを提出してください。

5 調停の成立後の手続

合意内容が記載された調停調書を作成します。必要があれば、調停調書謄本の申請をしてください（手数料がかかります。）。

6 調停で決まったことを相手方が守らないとき

家庭裁判所に申出をして、家庭裁判所調査官から相手方に対して履行の勧告をしてもらうことができます。また、内容によっては、調停調書正本等に基づいて地方裁判所に強制執行の申立てをすることもできます。

7 調停で話し合いがまとまらなかったとき

相手方がどうしても調停に出席しないときや話し合いがいつまでも平行線をたどり合意ができないときは、調停を不成立として終了することになります。

※ ただし、申立ての趣旨によっては、不成立になった後、家庭裁判所で審判をするものもあります。その場合家庭裁判所で必要な審理をしたうえで審判の結果を書面で告知します。2週間以内に不服申立て（即時抗告）があれば、高等裁判所で審理されることになります。不服申立てがない場合には、その審判の内容が確定することになります。

審判ができる申立ての例：離婚後の財産分与、扶養義務者の指定、祭祀承継者の指定、夫婦同居協力扶助など（不明な点はお尋ねください。）

8 分からないことがあったとき

手続面については担当の書記官がお答えしますが、財産分与や慰謝料はどのくらいもらえる

のかといった調停の見通しについては、家庭裁判所ではお答えできません。弁護士や日本司法支援センター（法テラス）等にご相談ください。

○法テラスは、次のような業務等を行う公的な機関です。

- ① 問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を無料で案内します。
- ② 経済的に余裕のない方（収入・資産等の資力要件を満たす必要があります。）が、法的トラブルにあった場合に、無料法律相談や、必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行います。

※ 広島県では、法テラス広島が窓口となります。

受付時間：平日午前9:00—午後5:00

電話番号：0570-078352（IP電話ご利用の場合等は050-3383-5485）

○広島弁護士会

法律相談センターひろしま

予約電話 082-225-1600

受付時間 9:30～16:00

法律相談センター福山

予約電話 084-973-5900

受付時間 9:30～15:00

（土・日・祝日を除く）

呉法律相談センター

予約電話 0120-969-214

受付時間 9:30～16:00

ひがし広島法律相談センター

予約電話 082-421-0021

受付時間 9:30～16:00

広島北部巡回法律相談センター

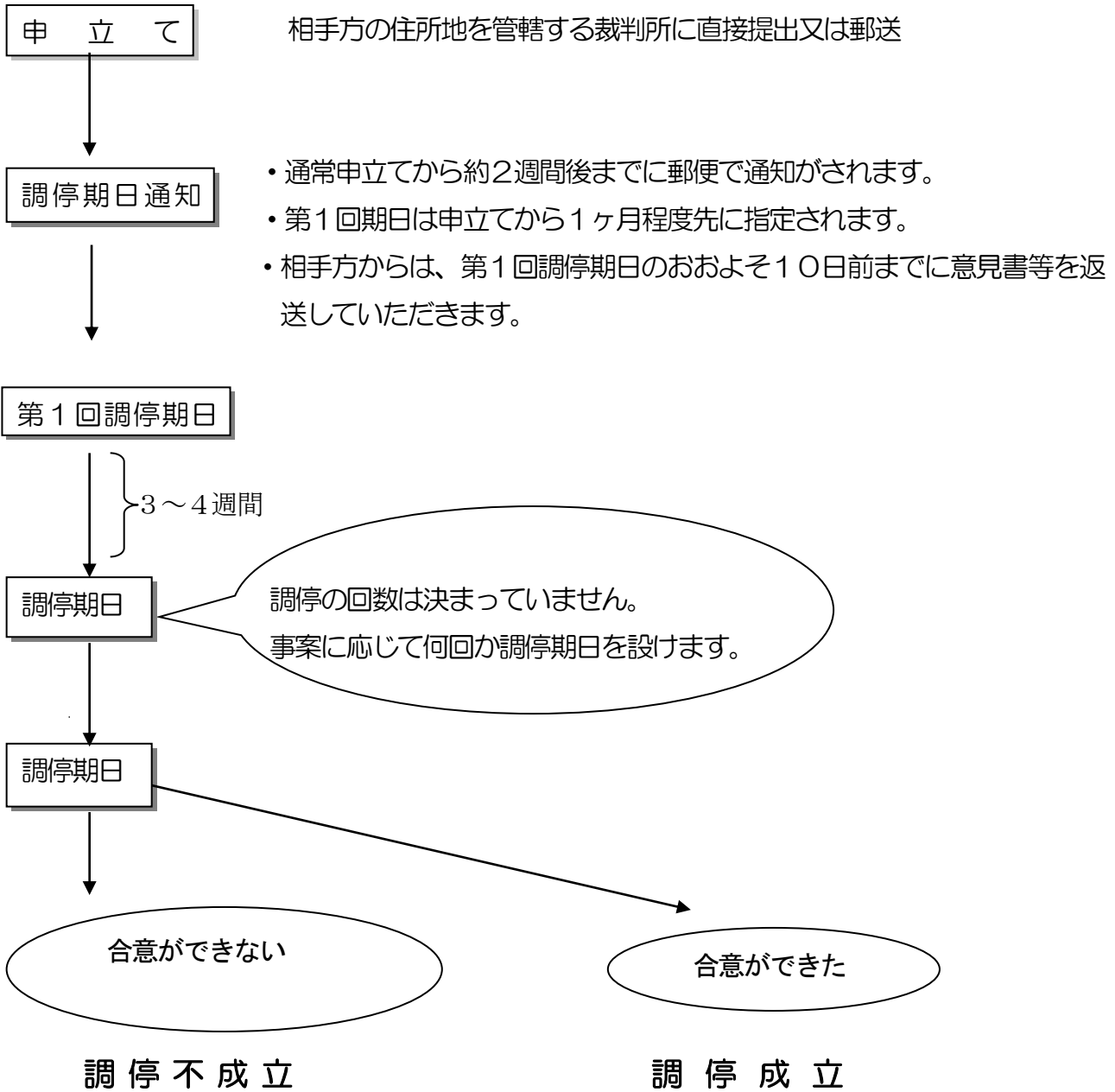
予約電話 0120-969-214

受付時間 9:30～16:00

（令和6年8月20日現在）

調停手続の流れ

(一般的な流れを示したものです。)



※ 審判手続に移行する事件については、調停が不成立になった場合、必要な審理がされた上で、審判の結果が書面で告知されます。審判に不服がある場合は2週間以内に不服申立て（即時抗告）をすることができます。

☆ 合意した内容を調停調書に記載します。調停調書謄本を申請されたい場合は、必要な手数料を添えて申請をしてください。